

関西広域連合関係

1 第78回関西広域連合委員会（平成29年3月5日）配布資料（抜粋）

（1）地方創生推進交付金 平成29年度申請について 1

（その他協議事項）

- ・今冬の大雪被害への対応について
- ・「インターカレッジ・コンペティション2016」の開催結果について

2 第79回関西広域連合委員会（平成29年3月23日）配布資料（抜粋）

（1）関西創生戦略（改定版案）について 5

（その他協議事項）

- ・西国三十三所草創1300年に係る取組みの提案について
- ・北陸新幹線（敦賀以西）ルートの決定について

3 第80回関西広域連合委員会（平成29年4月28日）配布資料（抜粋）

（1）政府機関等の移転の進捗状況について 8

（その他協議事項）

- ・2025年日本万国博覧会に係る誘致活動の展開について
- ・ベートーヴェン「第九」演奏会の合唱参加者の募集について

4 第81回関西広域連合委員会（平成29年5月25日）配布資料（抜粋）

（1）地方分権改革の推進について 13

（その他協議事項）

- ・平成30年度国の予算編成等に対する提案について
- ・関西広域連合協議会若者世代による意見交換会の実施について

地方創生推進交付金平成 29 年度申請について

平成 29 年 3 月 5 日
本 部 事 務 局

1 平成 29 年度申請予定事業の概要

No.	事業名及び支援タイプ	事業概要(案)										
1	地域の魅力を活かす関西周遊環境整備事業 【横展開タイプ】	①地域の魅力を伝える人材活用事業 急増する外国人観光客の受入環境整備として、通訳案内士等を対象とした研修や事業者とのマッチング事業等を通して、通訳案内士等の活躍の場の拡大と就業率のアップ、人材の発掘を図るとともに、外国人観光客のコミュニケーションの不安解消と旅行満足度の向上を目指す。 ②地域の魅力再発見事業 ブログやSNS等情報収集手段の変化により、既存の観光情報によらない新たな観光スポット等を求める観光客が増えている。これに対応するため、各地域の魅力はあるが埋もれている、発信力が弱い等の観光資源情報などを集約し、その情報を基に、位置情報サービスを活用したスタンプラリーアプリ等を使い、より細かなメッシュで地域の新たな魅力発信を行う。 ③地域の魅力へのアクセス向上事業 関西は都市部における公共交通機関が発達し、交通パス等を使って広域的に周遊する観光客が多い中、鉄道等からの次の移動が困難な地域での2次交通の課題があることから、レンタカーを活用して地域の周遊を誘導し、また、併せて飲食や地域の特産品等の購入など地域での消費活動も促進する2次交通の利便性向上に向けた取組を進める。 <table border="1"> <tr> <th>総事業費(交付申請)</th><th colspan="2">年度別事業費(交付申請)</th></tr> <tr> <td rowspan="3">65,000 千円 (32,500 千円)</td><td>29</td><td>28,000 千円(14,000 千円)</td></tr> <tr> <td>30</td><td>23,500 千円(11,750 千円)</td></tr> <tr> <td>31</td><td>13,500 千円(6,750 千円)</td></tr> </table>	総事業費(交付申請)	年度別事業費(交付申請)		65,000 千円 (32,500 千円)	29	28,000 千円(14,000 千円)	30	23,500 千円(11,750 千円)	31	13,500 千円(6,750 千円)
総事業費(交付申請)	年度別事業費(交付申請)											
65,000 千円 (32,500 千円)	29	28,000 千円(14,000 千円)										
	30	23,500 千円(11,750 千円)										
	31	13,500 千円(6,750 千円)										
2	水素による関西しごと創生・低炭素まちづくりスタートアップ事業 (水素実用化検討事業) 【横展開タイプ】	関西圏における水素エネルギーの利活用の実用化に向け、関西圏の取組状況、将来の導入可能性、CO₂削減効果といった水素ポテンシャルを把握した上で、大規模な水素の供給システム整備のため製造から貯蔵・輸送、そして利活用に至る関西水素サプライチェーン構想を策定するとともに、水素を利用する燃料電池車の普及啓発を行うための冊子を作成する。 <table border="1"> <tr> <th>総事業費(交付申請)</th><th colspan="2">年度別事業費(交付申請)</th></tr> <tr> <td rowspan="3">17,854 千円 (8,927 千円)</td><td>29</td><td>5,554 千円(2,777 千円)</td></tr> <tr> <td>30</td><td>6,400 千円(3,200 千円)</td></tr> <tr> <td>31</td><td>5,900 千円(2,950 千円)</td></tr> </table>	総事業費(交付申請)	年度別事業費(交付申請)		17,854 千円 (8,927 千円)	29	5,554 千円(2,777 千円)	30	6,400 千円(3,200 千円)	31	5,900 千円(2,950 千円)
総事業費(交付申請)	年度別事業費(交付申請)											
17,854 千円 (8,927 千円)	29	5,554 千円(2,777 千円)										
	30	6,400 千円(3,200 千円)										
	31	5,900 千円(2,950 千円)										

2 申請期限(予定)

平成 29 年 3 月中旬(4 月下旬:採択事業の公表、5 月下旬:交付決定)

＜地方創生推進交付金(平成 29 年度)の支援概要＞

支援タイプ	先駆タイプ	横展開タイプ、隘路打開タイプ
申請事業数 ^(※1)	2 事業まで(構成団体の申請事業数の「目安」の内数としてカウントすることはない)	
必要要素 ^(※2)	自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携の 4 要素が不可欠	自立性+官民協働、地域間連携、政策間連携のうち少なくとも 2 要素が不可欠
計画認定期間	5 か年度以内	3 か年度以内
交付金額 ^{(※1)(※3)}	1 事業あたり国費 3 億円を上限 (事業費ベース 6 億円)	1 事業あたり国費 7 千 5 百万円を上限 (事業費ベース 1 億 5 千万円)

※1:主に都道府県から構成されている広域連合等の場合

※2:隘路打開タイプの場合、制度上の隘路を発見し、それを打開する方策の説明が必要

※3:所得向上等の観点から高い効果が見込まれる事業は、交付上限額を超えて交付できる

地域の魅力を活かす関西周遊環境整備事業（案）

地域の魅力を伝える人材活用事業

【ねらい】

- ・急増する外国人観光客の受入環境整備として、通訳案内士等の人材育成・活用の取組を通して、通訳案内士等の活躍の場の拡大と就業率のアップ、人材の発掘を図るとともに、外国人観光客のコミュニケーションの不安解消と旅行満足度の向上を目指す。
- ・事業の実施にあたっては、広域連携DMOである関西観光本部を中心に、通訳案内士登録業務を行う関西広域連合、案内業務のノウハウ等を蓄積する通訳案内士団体のほか、地域DMO、旅行事業者等が連携、協力して行う。各地域単位ではできない広域的な通訳ガイド等の人材育成・活用等が可能で、全国的にも先駆的な取組である。なお、各事業は有償での実施を検討し、事業における自立性、継続性を確保していく。
- ※ 関西では、2019年に「ラグビーワールドカップ2019」、2020年に「東京2020オリンピック・パラリンピック」、2021年に「関西ワールドマスタースゲームズ2021」の開催などにより、今後も外国人観光客の増加が見込まれ、観光ガイドの需要も高まることが予想される。

【事業内容】

1 通訳案内士等 観光ガイド育成(平成29年度～31年度)

- ・関西で登録する通訳案内士に対し、経験に応じた研修や業務従事を希望する未就業者向け研修、国・言語別専門研修等を行う。(年3回程度開催)

2 通訳ガイド 交流会・マッチング事業(平成29年度～31年度)

- ・就業を希望する関西で登録の通訳案内士、地域限定通訳案内士、各地の特区ガイド、観光ガイドを対象に、旅行事業者、地域DMO、観光関連事業者等との交流会を開催し、情報交換の場の提供と各ニーズに応じたマッチングサポートを行う。(年1回実施)

3 おもてなしバッチ事業(平成29年度～31年度)

- ・外国人観光客に駅やターミナル、街頭において、会話可能な言語を示した「おもてなしバッチ」を付け、困っている外国人観光客の手助けができるボランティアガイドの普及を図る。
- ・また、地域や言語に偏りのある通訳案内士の現状を踏まえ、将来的に通訳案内士を目指す人材を発掘する取組としても行う。(年1回説明会開催、バッチ制作)

地域の魅力再発見事業

【ねらい】

- ・ブログやSNS等情報収集手段の変化により、既存の観光情報によらない新たな観光スポット等を求める観光客が増えているが、これに対応するため、各地域の魅力はあるが埋もれている、発進力が弱い等の観光資源情報などを集約し、その情報を基に、位置情報サービスを活用したアプリを使い、地域の新たな魅力発信を行う。併せて、旅行商品の造成・販売等を進めるとともに、地域の実情に応じデータを民間にも提供(有償)し、民間事業ベースの取組も促す。
- ・事業の実施にあたっては、広域連携DMOである関西観光本部を中心に、関西広域連合や各地域の自治体、観光関連事業者等が連携、協力して行う。また、DB情報の有償提供やオプションツアー、ミニツアー等の旅行商品化を検討し、事業における自立性、継続性を確保していく。

【事業内容】

1 地域の魅力データベースの作成(平成29年度)

- ・各構成府県市にある、観光資源として埋もれている、あるいは発進力が弱いなど、地域から見て魅力ある観光資源を今後一押ししていきたいスポット情報を集約し、登録、DB化する。

2 地域の魅力発信ができるアプリの制作と活用(平成29年度、30年度)

- ・DBに登録された情報を使って各地域(自治体等)が利用できる、汎用性のあるスタンプラリーアプリ等を制作し、これまでとは違った周遊ルートの設定や観光スポットへの誘導を図るなど、より細かなメッシュで新たな地域の魅力発信を行う。
- ・また、AR等を活用し、例えば、地域の魅力をオールシーズンで紹介したり、地域ゆかりの行事や過去のイベント等と結びつけて紹介等ができるようなアプリ機能の付加を行う。(平成30年度)

3 DB情報の有償提供(平成30年度)

- ・DBに登録した情報について、ゲームアプリなど民間事業者の有償で提供し、民間事業ベースでの取組を促す。

4 旅行商品の造成・商品化(平成30年度)

- ・DB情報やアプリを活用し地域を巡るオプションツアーやミニツアー等の商品化を企画・検討し、商品の造成化を図る。

地域の魅力へのアクセス向上事業

【ねらい】

- ・ 関西は都市部における公共交通機関が発達し、交通パス等を使って広域的に周遊する観光客が多い中、鉄道等からの次の移動が困難な地域での2次交通の課題がある。このため、レンタカーを活用して地域の周遊を誘導し、また、飲食や地域の特産品等の購入など地域での消費活動も促進する2次交通の利便性向上に向けた取組を進める。
- ・ 事業の実施にあたっては、広域連携DMOである関西観光本部を中心に、関西広域連合、レンタカー事業者、各地域の観光関連事業者などが連携、協力して行う。また、実施の結果を踏まえ、継続的な旅行商品化を検討する。

【事業内容】

- ・ 関西エリアで、JRのワイドレイルパス等からの乗り継ぎや各観光スポットへの移動等2次交通に課題があるエリアにおいて、
 - ① レンタカー事業者や観光関連事業者と連携し、推奨周遊コースやクーポン等の設定により、地域の観光スポットや飲食店、特産店等を巡る仕組みを創設する。
 - ② これにより、2次交通の利便性を高め、外国人観光客の各エリアへの広域移動を誘導するとともに、各地域での消費活動を促す取組を行う。
- ・ 対象エリアを設定し、3年間で3エリアで実施する。
(想定するエリア)
 - ① 滋賀県、京都府、福井県
 - ② 兵庫県、鳥取県、徳島県
 - ③ 奈良県、和歌山県、大阪府

水素による関西しごと創生・低炭素まちづくり スタートアップ事業（案）

【ねらい】

- ・ 関西圏においても人口や企業の東京圏への流出が進み、東京圏とのインフラ格差や従来型製造業依存の実態から関西の経済基盤が停滞しており、関西圏の活力を取り戻すことが必要である。
- ・ 他方、関西は、京都議定書誕生の地であることや、今や全国に広まった夏の「関西エコスタイル」をはじめとする省エネ行動や琵琶湖・淀川流域の環境保全対策など環境問題に積極的に取り組んできた強みを有しており、低炭素社会づくりを推進していく必要がある。
- ・ このため、関西における水素関連企業の伸張によるしごと創生及び関西におけるCO₂ 排出が抑制された低炭素なまちづくりを進め、活力ある環境低負荷型の関西圏を目指すものである。

【事業内容】

1 関西水素サプライチェーン構想の作成(平成 29 年度～31 年度)

- ・ 関西圏における水素・燃料電池分野の研究機関、水素プロジェクト、供給・移送インフラ、水素関連企業等の状況の整理、水素アプリケーションの導入可能性の検討及びそのCO₂ 削減効果の試算を行い、関西圏の水素ポテンシャルとして一元的に把握・発信できるようにする。
- ・ また、水素の本格的な利活用には大規模な水素の供給システムが不可欠であるため、前段により把握した水素ポテンシャルを踏まえ、関西における水素の製造(輸入)から貯蔵・輸送、利活用までのサプライチェーン構想を作成する。
- ・ 作成に当たっては、水素発電の本格導入を目指す 2020 年代後半以降に間に合うよう構築・実現されることを想定し、CO₂ フリー水素も視野に入れながら、海外の副生水素・原油随伴ガス等から安価・安定的かつ環境負荷の少ない方法で調達することを基本とする。

2 燃料電池自動車(FCV)の普及啓発(平成 30 年度～31 年度)

- ・ 2014 年 12 月に一般販売開始された水素を燃料とする次世代自動車であるFCVは、府県民が水素を利用するアイテムのひとつであり、その普及を円滑かつ着実に進めていくことが水素のニーズを拡大する上で重要である。そこで、水素の環境特性やFCVの啓発冊子を作成し、関西圏での普及・啓発に活用する。

関西創生戦略（改訂版 案）の概要

平成 29 年 3 月 23 日
本 部 事 務 局

改訂の趣旨

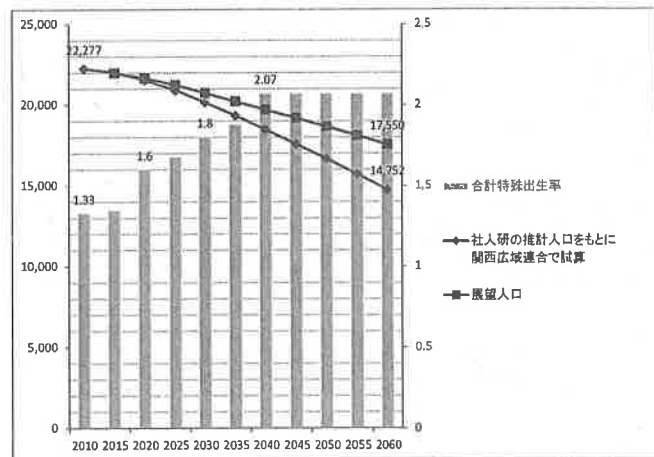
関西の地方創生をさらに加速させることを目的に、第 3 期広域計画(平成 29 年度～31 年度)の策定と一体的に改訂を行い、地方創生の観点から広域計画に掲げる「広域連合が目指すべき関西の将来像」の実現を目指す。このため、集中的・緊急的に実施する施策及び事業を見直し、新たな取組の追加や策定後の進捗状況に応じた取組の充実により、地方創生のさらなる深化を図る。

第 1 部 人口ビジョン

関西の人口に関する現状及び将来に与える影響の分析・考察を実施するとともに、国の「長期ビジョン」と整合を図りながら、目指すべき将来の方向を踏まえた施策の効果を見込み、自然増減や社会増減に関する仮定を置いて関西の将来人口を展望

<2060 年の推計人口>

1,475 万人 → 展望人口 : 1,755 万人



※ 人口ビジョンについては、国勢調査の結果等を踏まえ、「関西圏域の転入超過数」、「関西の出生率・死亡率」、「合計特殊出生率」、「未婚率」、及び参考 3「移住者の増加（鳥取県の場合）」に 2015 年データを追加、更新するとともに、参考 1 に京都市、大阪府、堺市及び神戸市の概要を加え、「構成府県市人口ビジョンの概要」に改訂。

第 2 部 総合戦略

・以下、下線部には新たに追加した取組等を、※には充実した主な取組の概要を記載

基本的な考え方

- ・ 第 1 部「人口ビジョン」で掲げた人口 1,755 万人を展望し、人の環流を促進し、交流人口の拡大を図るとともに、転入を促進する様々な施策（転出を抑制する施策）を展開。
- ・ 関西経済の活性化を図るため、女性の活躍する場の拡大等、人に焦点をあてた施策を打ち出すほか、AI やロボット等の技術開発及び導入を促進するとともに、多様な産業集積を一層促進させるなどの取組を進め、人口減少社会を克服。

①国土の双眼構造を実現する関西

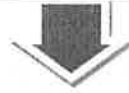
- ・ 国策として国土の双眼構造へ転換
- ・ 「ミニ東京圏」ではない双眼構造の一翼

②人が環流し地域の魅力を高める関西

- ・ 多自然地域と大都市との相互の人の環流
- ・ 女性が活躍できる場の拡大
- ・ 創造都市・創造農村をネットワークでつなぐ地域構造モデルの拡大・展開

基本目標

2020 年に関西の転出入の均衡を目指す ・ 2015 年度～2019 年度で約 18,000 人の流入増加(流出抑制)を実現し、2020 年に転出入の均衡を目指す	国の経済成長率を超える成長を目指す ・ 関西圏の域内総生産について、国の経済成長率を超える成長を目指す
---	--



目標を実現するため、以下の取組を設定

基本的方向 1

国土の双眼構造を先導する取組の推進

具体的 施策	➢①政府機関等の関西への移転の推進、②関西での首都機能のバックアップ、③防災庁(仮称)の設置に向けた提案等、④2025 国際博覧会の誘致支援(新規)、⑤リニア中央新幹線及び北陸新幹線の大阪までの早期開業等、⑥関西の主要港湾の広域的な連携・関空のアクセス改善、⑦天然ガスパイプラインの整備に向けた取組の推進(新規) ※ 文化庁をはじめとする政府機関等の移転決定や、防災庁(仮称)の設置に向けた検討の進捗に伴い、関係する取組を充実
-----------	---

基本的方向 2

日本の元気を先導する関西経済を創造

具体的 施策	(1) イノベーション創出による双眼構造転換への寄与 ➢①関西のライフサイエンス産業のポテンシャル発信、②医薬品医療機器総合機構(PMDA)関西支部の更なる機能拡充、③グリーン・イノベーション分野の振興、④水素社会の実現に向けた取組の推進(新規) (2) スモールビジネスでローカル経済を先導 ➢①スモールビジネスモデル共有センター (3) 関西ブランド発信による人・仕事の環流 ➢①関西ブランドのプロモーション (4) 農林水産業を関西の産業分野の一翼を担う競争力のある産業として育成・振興 ➢①地産地消運動の推進による域内消費拡大、②食文化の発信・農林水産物の販路拡大、③6次産業化や農商工連携の推進などによる競争力の強化(新規)、④農林水産業を担う人材の育成・確保、⑤都市との交流による農山漁村の活性化と多面的機能の保全(新規) ※ 圏域内の農林水産物の消費拡大や農林水産業への就業促進に向けた取組を充実 (5) 人・企業の環流に向けた産学官連携によるイノベーションの創出 ➢①関西健康・医療創生会議によるイノベーション創出・推進の検討 (6) 関西全域の女性の活躍を推進(新規) ➢①女性の活躍する場の拡大に向けた取組の検討
-----------	---

基本的方向 3

「アジアの文化観光首都」の創造

具体的 施策	(1) 訪日外国人旅行者数 1,800 万人を目指して ➢①地域の魅力を活かす関西周遊環境整備事業の推進(新規)、②広域観光周遊ルート「美の伝説」等誘客推進事業の推進、③海外観光プロモーションの推進、④広域連携DMO「関西観光本部」の体制確立・機能強化、⑤ジオパーク活動の推進、⑥無料 Wi-Fi 環境整備の推進 ※ 関西への外国人観光客数の目標(平成 32 年)を 800 万人から 1,800 万人に改め、広域連携DMOとして設立する関西観光本部(関西国際観光推進本部を改組)とともに官民一体による取組を充実 (2) 関西文化の魅力発信 ➢①東京オリンピック・パラリンピック等の開催に向けた関西文化の魅力発信 ※ 関西文化の魅力発信を進める上で、「東京オリンピック・パラリンピック等や文化庁の全面的移転決定を見据えた新たな関西文化の振興」を新たな考え方として追加 (3) 「ワールドマスターズゲームズ 2021 関西」の成功とそれを契機とした広域スポーツの振興 ➢①「生涯スポーツ先進地域関西」の実現(新規)、②「スポーツの聖地関西」の実現(新規)、③「スポーツツーリズム先進地域関西」の実現(新規)
-----------	---

基本的方向 4

防災・医療の充実による「安全・安心圏域」の創造

具体的 施策	(1)「防災首都」の実現 ➢ 防災庁(仮称)機能の設置に向けた提案等[再掲] (2)「医療首都関西」を目指した取組強化 ➢ ①ドクターヘリによる広域救急医療体制の充実、②災害医療体制の強化、③周産期医療広域連携体制の充実(新規) ※ 広域災害時の医療体制強化に向けた取組を充実
-----------	---

基本的方向 5

「環境先進地域」の創造(持続可能な社会の実現)

具体的 施策	➢ ①幼児期環境学習の推進、②地域特性を活かした交流型環境学習の推進、③関西地域カワ広域管理計画の推進、④ニホンジカ等の広域的な鳥獣対策の推進、⑤再生可能エネルギーの導入促進(新規)、⑥水素社会の実現に向けた取組の推進[再掲](新規)
-----------	--

今後の方向性

- ・ 人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるためには、地域の魅力を高め、継続的に人を呼び込む仕掛けづくりが重要。
- ・ 特に、人口の減少と高齢化の進展が著しい中山間地域や郊外のニュータウンでは、賑わいが喪失し、大きく衰退が見込まれるなど、地域・まちの維持、活性化が急務。
- ・ また、関西の地方創生を一過性で終わらせないためには、創造的な人材を育成し、関西への定着を確かなものにすることが重要。
- ・ 本戦略に掲げた施策を構成府県市とともに着実に実行し、実施した施策・事業の効果を検証するとともに、地方創生への新たな取組については検討を進め、今後も必要に応じて本戦略を改訂。

政府機関等の移転の進捗状況について

平成 29 年 4 月 28 日
本部事務局地方分権対策課

1 各移転機関の現状等

(1) 中央省庁：全面的な移転又は本庁の拠点整備を行うもの（文化庁、消費者庁、総務省統計局）

省 庁 名	現 状 等
文化庁 [京都府・市]	「地域文化創生本部」の設置 ①設置時期 平成 29 年 4 月 1 日 ②庁舎の場所 京都市東山区東大路通松原上る三丁目毘沙門町 43-3（京都市上下水道局旧東山営業所） ③組織 本部長 文化庁長官 本部長代理 文化庁次長 副本部長 長官官房審議官、文化部長、文化財部長、文化財鑑査官 事務局（京都に常駐） 事務局長以下 38 名（平成 29 年度予定） （参考）事務局職員の従前の所属先（平成 29 年度） 文部科学省・文化庁 10 地方公共団体 16 （関西広域連合構成団体） 企業・経済団体 4 大学等研究者 3 大学事務職員 2 ほかに、事務補佐員 3 名 ④主な業務 (1) 総括・政策研究グループ 本部の総括、本格移転に向けた準備、新たな政策課題への対応のための調査研究、文化芸術創造都市づくりへの支援、東アジア文化都市 2017 への支援など (2) 暮らしの文化・アートグループ 文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業、芸術祭関西公演、全国高校生伝統文化フェスティバルの開催、伝統文化親子教室事業など (3) 広域文化観光・まちづくりグループ 観光拠点形成重点支援事業、歴史文化基本構想の策定支援など ⑤その他 (1) テレビ会議等 ICT を活用しつつ、東京・京都を結んだ本部会議を定例的に開催 (2) 本部と地元（京都府、京都市、京都商工会議所、関西広域連合、関西経済連合会）との事業面での連携・協力を図るため、「地域文化創生連絡会議」を設置予定 （関連行事） 4 月 3 日 地域文化創生本部開所式 4 月 9 日 地域文化創生本部設置記念式典

省 庁 名	現 状 等
(独)日本芸術文化振興会、(独)国立美術館、(独)国立文化財機構 (文化関係独立行政法人)	文化庁の全面的な移転先候補の選考 ・京都府警察本部本館（京都府） ・元安寧小学校の一部（京都市） ・京都国立博物館〈本館〉、〈旧管理棟・資料棟等〉（独立行政法人国立文化財機構） ・旧京都地方合同庁舎（国） ※（ ）は所有者 抜本的な組織改編の検討と並行して、各法人の業務内容や実態を踏まえた移転のメリットや課題、費用負担の問題等について検討を進める。（「文化庁の移転について」（平成 28 年 12 月 19 日 文化庁移転協議会））
消費者庁 [徳島県]	「消費者行政新未来創造オフィス」の概要決定 新たな未来に向けた消費者行政の発展・創造の拠点 ①設置時期 平成 29 年 7 月（予定） ②庁舎の場所 徳島県庁 10 階 ③組織 50 名程度の体制を予定 ④H29 年度予算額 5.5 億円 「消費者行政新未来創造オフィス」開設に向けた体制 ①「消費者行政新未来創造オフィス設立準備室」の設置 設置時期 平成 29 年 4 月 1 日 組織 室長（参事官）1 名及び室員 10 名 ②行政実務研修員 地方公共団体職員 11 名 兵庫県，鳥取県，愛知県 各 1 名 徳島県内 3 市 2 町 各 1 名 四国（香川県，愛媛県，高知県） 各 1 名 「消費者行政新未来創造オフィス」の業務 分析・研究，実証実験等のプロジェクトを集中的に実施。 理論的・先進的な調査・研究のほか、「食品ロス削減」や「子供の事故防止」、「倫理的消費の普及」等、全国展開を見据えた 9 つのモデルプロジェクト（新未来創造プロジェクト）を実施。消費者庁の働き方改革の拠点も兼ね、テレワークやペーパーレスの推進を図る。
(独)国民生活センター	「消費者行政新未来創造オフィス」の概要決定 ①設置時期，②庁舎の場所 消費者庁と同じ ③組織 消費者庁「50 名程度」の内数 ④H29 年度予算額 2 億円（消費者庁「5.5 億円」の内数） 「消費者行政新未来創造オフィス」の業務 主として関西、中国・四国地域の対象者を中心とした研修や、先駆的な商品テストを試行的に県と共同実施する。

省 庁 名	現 状 等
総務省統計局 [和歌山県]	「統計データ利活用センター（仮称）」の設置準備 ①設置時期 平成 30 年 4 月（予定） ②庁舎の場所 南海和歌山市駅ビル 5 階（予定） ③組織 十数名程度の体制を予定 （総務省統計局、（独）統計センターの合計） ④H29 年度予算額 8 千万円 （統計データ利活用を通じた地域の課題解決・発展のためのプロジェクト実施や拠点整備に要する経費）
（独）統計センター	「統計データ利活用センター（仮称）」の設置準備 ①設置時期、②庁舎の場所、③組織 総務省統計局と同じ ④H29 年度予算額 毎年交付されている運営費交付金の内数

(2) 中央省庁：地方支分部局等の機能強化が図られるもの（特許庁、中小企業庁、観光庁）

省 庁 名	現 状 等
特許庁 [大阪府]	（独）工業所有権情報・研修館の「INPIT 近畿統括本部（INPIT-KANSAI）」の概要が国より提示 ①業務 近畿地方に所在する中堅・中小・ベンチャー企業の知的財産の保護・活用に対する支援 く主なサービス> ・知財に関する高度・専門的な支援 ・出張・テレビ面接審査の場の提供 ・地域の関係機関との協働 ②設置時期 平成 29 年度第 2 四半期（7～9 月） ③場所 グランフロント大阪（大阪市北区）
中小企業庁 [大阪府]	近畿経済産業局における「中小企業政策調査課」の設置 大阪をはじめ近畿地域における中小企業の実態把握機能を抜本的に強化するため、平成 29 年 4 月 1 日付けで近畿経済産業局において「中小企業政策調査課」が設置。新課が政策の企画・立案の高度化に資するものとなるよう協議中。
観光庁 [兵庫県]	「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議（仮称）」の発足 ①目 的 地域毎に異なる課題の解決及び地域の特色を生かした観光振興のための環境の整備 ②設立時期 平成 29 年 5 月 10 日

※各府省庁の地方移転に関する社会実験については現在未着手

(3) 研究機関・研修機関等

省 庁 名	現 状 等
(国研)国立環境研究所 [滋賀県]	「国立環境研究所琵琶湖分室」設置 ①設置日 平成 29 年 4 月 1 日 ②設置場所 滋賀県琵琶湖環境科学研究センター内 (大津市) ③職員数 10 人程度 (主に分室常駐の職員) ④共同研究 生態系に配慮した新たな水質管理の手法、水草の適正管理、在来魚介類の回復等に資する共同研究 ⑤県での事業展開 ・ 地方創生推進交付金を活用し、共同研究や研究成果等を水環境ビジネス等に活かす事業を実施 ⑥平成 29 年 2 月 17 日に国立環境研究所、滋賀県、環境省の 3 者で基本協定を締結
(国研)理化学研究所 [京都府]	子どもの成長・発達等のプロセスを脳科学解析等により明らかにしていくことを目指した「子どもの能力開発・脳科学研究プロジェクト」の推進 ・ プロジェクト推進に向け、理研の研究者も加わった産学公連携による研究会を設置 ・ 現在、府補助金等を活用して、具体的な共同研究事業の実施に向けて検討を進めているところであり、今年度から産学連携による共同研究に向けた取組に本格的に着手
(国研)情報通信研究機構(NICT) [京都府]	スマートモビリティワーキングによる研究の開始 ・ 新公共交通システムの構築に向けスマートモビリティワーキングを設置しNICTが参画 ・ ワーキングメンバーにより研究、検討を実施中 スマート観光プロジェクトの始動 NICT及び企業の共同研究により開発された「おもてなしガイド」を活用したスマート観光プロジェクトが始動 けいはんなリサーチコンプレックス事業の推進 リサーチコンプレックス事業(平成 28 年 9 月本採択)、NICTの研究者を研究推進リーダーとして、超快適スマート社会の創出に向けた取組を推進中
(国研)医薬基盤・健康・栄養研究所 [大阪府]	「国立健康・栄養研究所の大阪府への移転に関する方針」の取りまとめ 厚生労働省、(独)医薬基盤・健康・栄養研究所、大阪府が主体となって協議をすすめ、「国立健康・栄養研究所の大阪府への移転に関する方針」を取りまとめ ①移転先 大阪府摂津市に位置する北大阪健康医療都市(愛称:健都)の健都イノベーションパーク内 ②移転先の施設 健都イノベーションパークに建設される民間賃貸施設 ③スケジュール ・ 平成 29 年度中に、研究所において「国立健康・栄養研究所地域連携推進室(仮称)」を大阪府内に設置 ・ 平成 31 年度中を目標に移転を開始し、速やかに全部移転を進める

省 庁 名	現 状 等
(国研)理化学研究所科学技術ハブ推進本部関西拠点 [兵庫県]	「科学技術ハブ推進本部関西拠点」の設置 ・平成 28 年 11 月に神戸ポートアイランド地区に設置 ・関西拠点の取組充実に向け、理研・兵庫県・神戸市による推進組織の設置を検討 ・個別健康の最大化を目指した研究や健康科学に基づいたビジネスの拠点化に向けて取り組む「神戸リサーチコンプレックス」を着実に推進
(国研)農業・食品技術総合研究機構 [鳥取県]	「鳥取ナシ育種研究サイト」の開設 平成 29 年 3 月に「梨づくり新時代を拓く包括連携協定」を締結し、平成 29 年 4 月 7 日に開設 ①設置場所 鳥取県園芸試験場内（サイトほ場 20 アール） ②育種目標 盆前に収穫でき、黒星病に強い梨品種の開発 ③農研機構との連携 ・人材育成（農研機構による農業高校生、農業大学校生のインターンシップ受入） ・産地づくり（農研機構研究員を講師にセミナー等を開催） ・共同研究可能性調査（農研機構、鳥取大学、園芸試験場、それぞれの強みを生かした共同研究の予備調査）
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 [鳥取県]	移転内容の成案化及び公表 厚生労働省、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構及び県による協議を通じ、移転の内容・規模等について平成 28 年度中に成案化し、その概要について 3 者が合同して公表。 ○移転時期 平成 30 年 4 月 ○移転場所 ポリテクセンター鳥取内 ○移転規模 5 名（専任（常駐）1 名、併任（非常駐）4 名） ○業務内容 ①自動車、航空機、医療機器分野の職業能力開発体系の整備及び職業訓練に係る教材の開発（県内での実証講義及び実証訓練を含む） ②開発した成果の普及 「訓練プログラム検討ワーキンググループ」への支援機構、職業能力開発総合大学の参画 県が設置した「訓練プログラム検討ワーキンググループ」に支援機構・職業大も参画し、移転後に行う職業訓練プログラム開発に資する連携を推進

平成 29 年度の地方分権改革に関する提案募集への対応について(案)

平成 29 年 5 月 25 日
本 部 事 務 局

国の地方分権改革推進本部が実施する地方分権改革に関する提案募集に対して、関西広域連合から以下の提案を行う。

1 対応方針

〈新規提案〉

- 関西広域連合の存在感を放つ、及び取組の発展・充実化を図るため、関西全体の共通課題の解決に資する提案など幅広く検討を進める。
- 「府県」、「政令市」に移譲されるべき性質・内容の事務・事業であっても、各府省が広域的な視点での実施が必要として移譲を認めないものなどは、広域連合への提案候補として検討を行う。
- 府県域を超えるという理由で国が行使している事務権限を洗い出し、広域連合の提案候補として検討を行う。
- 具体の事務執行までには体制整備が可能であるため、現状の組織体制にはこだわらず、提案を行うこととする。(移譲後の執行体制は並行して検討)

〈再提案〉

- 昨年度提案したが、「実現できなかったもの」及び「内閣府と各府省との間で調整対象とされなかったもの(改めて具体的な支障事例等が示された場合等に調整対象とする提案)」については、支障事例を含め提案内容等について必要な見直しを行った上で再度検討を行う。

〈共同提案〉

- 構成団体からの提案についても共同して提案できるよう、関西広域連合が中心となって調整を行う。

2 関西広域連合からの提案候補

裏面参照

- (1) 大括りの提案を含めた32項目の提案を予定(※昨年の提案:19項目)
- (2) 構成団体が行う提案で、全ての構成団体の意向がまとまったものについては、広域連合としても共同提案を行うこととし、別途調整する。

3 募集期間

平成29年2月21日(火)～6月 6日(火)

関西広域連合からの提案候補（概要）

1 29年度新たに提案するもの

提案項目	提案内容
法定協議会の事務局の移管に関する提案（①～②）	
①広域地方計画協議会	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。関西広域連合が事務局機能を担うことにより、各行政分野の調整を一元的に行うことが可能となり行政の効率化を図ることが見込めることから、協議会の事務局機能を広域連合に移管することを求める。 【協議会の設置目的】
②港湾広域防災協議会	① 広域地方計画協議会 近畿圏の広域地方計画の策定及びその実施に関し必要な事項を協議するための協議会 ② 港湾広域防災協議会 複数の港湾にまたがる広域災害時に港湾機能を継続するため、必要な事項を協議し、広域災害発生時に各機関が連携して必要な対応を行うための協議会
出先機関等の事務権限の移譲に関する提案（③～⑰）	
・ 国出先機関の事務権限のうち、府県域を越えることから国の出先機関の事務となっているもの ・ 許認可権者が国と府県（複数の府県域は国、一の府県域は府県）に分かれており、国と府県が同じ事務を処理しているもの 以上の2つの条件を満たすものについて、以下③～⑰の法律に規定されている国の事務権限を関西広域連合に移譲すること求める。	
近畿経済産業局の権限	
③流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律	総合効率化計画の認定、変更認定、報告の徴収等
④伝統的工芸品産業の振興に関する法律	二次以降の振興計画の認定、変更の認定、認定取消
⑤中小企業等経営強化法	経営革新計画の承認、変更の承認、報告の徴収等
⑥液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（販売事業）	液化石油ガス販売事業の登録、登録の取消、基準適合命令、事業の全部又は一部の停止命令
中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限	
⑦液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（保安業務等）	一般消費者等に対する保安業務の認定、保安業務の改善命令、保安業務規程の認可、適合命令、認定の取消、報告の徴収等

提案項目	提案内容
⑧電気工事業の業務の適正化に関する法律	電気工事業の登録、登録の取消、差止命令、危険防止命令、報告及び検査等
⑨高圧ガス保安法	製造施設又は第一種貯蔵所に係る指定完成検査機関及び指定保安検査機関の指定、輸入した高圧ガス及びその容器に係る指定輸入検査機関等
⑩火薬類取締法	火薬類の製造施設や火薬庫に係る指定完成検査機関及び指定保安検査機関の指定等
近畿地方整備局の権限	
⑪建設業法	建設業の許可、指示及び営業の停止、許可の取消、報告及び検査等
⑫宅地建物取引業法	宅地建物取引業の免許、指示及び業務の停止、免許の取消、認可の取消、報告及び検査等
⑬不動産の鑑定評価に関する法律	不動産鑑定業者の登録、書類提出義務、懲戒処分、報告及び検査、勧告等
⑭土地収用法	事業の認定、申請書の提出の受理・申請書の欠陥の補正及び却下、土地の管理者及び関係行政機関・専門的学識及び経験者の意見の聴取、公聴会の開催、事業の認定の告示等
⑮建築基準法	建築物の建築確認・検査を行う指定確認検査機関の指定、確認検査員の選任等の届出受理、確認検査業務規程の認可、変更命令等、監督命令、報告徴収・立入検査、指定の取消等
国土交通省の権限	
⑯大深度地下の公共的使用に関する特別措置法	鉄道事業、認定電気通信事業、一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業又は発電事業に係る大深度地下の使用の認可等
地方環境事務所の権限	
⑰土壤汚染対策法	指定調査機関の指定・監督等

2 28年度提案のうち再提案するもの

提案項目	提案内容
①広域連合の規約変更における大臣許可手続きの撤廃	広域連合の規約のうち、広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域計画の項目を変更するにあたり、当該事務が国の行政機関の長の権限に属さない事務等の場合は、総務大臣の許可を不要とし届出制とする。
②国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大	国に移譲を要請できる事務の範囲が「密接に関連する事務」に限定されていることで要請権が実質的に行使できないことからその見直しを行うとともに、要請を行ったときは、協議に応じるべきことを求める。
③新規就農者の拡大支援（農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）の要件緩和）	新規就農者が、親族から貸借した農地が、交付期間中に、所有権移転や第三者からの貸借等により経営面積の2分の1未満になれば、交付金の返還は不要とする制度改正により、新規就農者への支援拡大を図る。

提案項目	提案内容
関西圏域の総合的な形成と土地利用・整備・保全を一体的に推進するための事務権限（④～⑨）	
④国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲	広域地方計画協議会への広域連合の参画が認められていないため、計画への提案を目的とする関西圏域の展望研究会の成果を反映できておらず、地域の実情を踏まえた計画となっていない。国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限を関西広域連合への移譲を求める。
⑤近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲等	近畿圏整備計画の決定等については、インフラ整備等だけでなく、あらゆる分野を総合的に見て判断する必要がある、関西広域連合や府県が地域の実情を踏まえ、自主的・主体的に企画・立案等できるよう国同意の廃止を求める。
⑥複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲	関西広域連合が府県間の意見調整等を図ることが可能であり、今後、府県を跨いで都市計画区域を指定した方が良いと考えられる場合に備え、予め当該指定権限を移譲すべきであり、複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。
⑦複数府県に跨がる重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限の移譲	現在、河川管理者が府県である場合に限り移譲を検討されている重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限について、府県への移譲を基本とし、複数府県に跨がるものは、関西広域連合への移譲を求める。
⑧国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲	国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限（連合域内の山陰海岸国立公園）について、関西広域連合への移譲を求める。
⑨国定公園に関する公園計画の決定等権限の移譲	国定公園は、国の公園計画に基づき府県が管理し、府県の自主性・主体性が尊重されていない。地域の実情に応じて地方公共団体が公園計画を決定すべきで、複数府県に跨がるものは、関係府県の調整を基本に、関西では、関西広域連合が中心となって定めるようにすべきである。
⑩災害救助の特別基準の設定に係る内閣総理大臣への協議・同意の廃止	災害救助法に基づく救助に関し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、設定に伴う財源措置を確実にを行うことを求める。
⑪観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限の移譲	広域観光周遊ルートの形成など、観光エリアが相互に協力し、力を発揮しながら国内外の観光客の受入増に対応していく地域の「連携」「協調」の仕組みづくり等で国が地域間の調整を行うのは難しいが、関西広域連合であれば広域的に調整を行い、地域の総合力としての誘客が可能となるため、広域連合への移譲を求める。
⑫一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等権限の移譲	道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業に係る事業経営、事業計画、運賃等への許認可・登録、さらには、指導監督等の事務を含めた権限について、同一府県内で実施するものは、移譲を希望する府県への移譲を基本としつつ、府県域を跨がるものは、府県域を越える広域連合への移譲を求める。
⑬地域医療の推進 （国等が保有する医療関連データの利活用）	国が保有するNDBデータ（レセプト情報・特定健診等の情報）について、本来目的である高齢者医療確保法に基づくデータについて、提供の迅速化を図るとともに、高齢者医療確保法に基づかない利用についても申請事務の簡素化を行うことにより、地域医療構想の策定等、効率的・効果的な保健医療政策等の立案を行う。

3 2のうち新たな切り口について、新規提案を合わせて行うもの

提案項目	提案内容
関西圏域の総合的な形成と土地利用・整備・保全を一体的に推進するための事務権限（①～②）	
①国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画に係る提案権の付与 【2-④関連】	平成 28 年 3 月に決定された「関西広域地方計画」について、現行法の規定では、関西広域連合には、計画区域の市町村に認められている計画に対する変更等の提案権が認められていない。関西広域連合に提案権を付与することは、同計画に対し広域的な視点による関西の実情、地域性、独自性をよりの確に反映させた計画変更の提案を可能とするものであるため、関西広域連合に市町村と同じく提案権を付与すべきである。
②近畿圏整備法に基づく整備計画に係る意見聴取の機会の付与 【2-⑤関連】	近畿圏整備法では、近畿圏整備計画の策定、変更に当たっては、関係府県・関係指定都市の意見を聴くとされている。関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しているが、平成 28 年 3 月に決定された「近畿圏整備計画」に係る意見照会では、関西広域連合に意見照会が行われなかった。近畿圏整備計画に広域的な視点を踏まえた関西の実情、地域性、独自性をよりの確に反映させるため関西広域連合に関係府県・関係指定都市と同じく意見聴取の機会を付与すべきである。

提案募集方式の見直しについて（案）

1 地方分権改革有識者会議への地方側代表者の参加

広域行政課題に適切かつ効果的に対応し、国からの事務・権限の移譲の受入体制を整備するという広域連合制度の趣旨に鑑み、関西広域連合の提案に関しては、具体的な支障事例が無くとも国と地方のあるべき役割分担を進める観点から、関係府省へ検討要請を行うとともに、原則、地方分権改革有識者会議において、広域連合長を含む地方側の代表者と主務大臣等が議論すること。

2 広域連合への権限移譲の検討

「地方分権改革の総括と展望」（地方分権改革有識者会議 平成 26 年 6 月 24 日）において「国から都道府県に移譲する場合には、必要に応じ、広域連合など広域連携の仕組みを活用すべき」とされていることから、国から都道府県への事務・権限移譲の提案を検討するにあたり、当該権限が 2 以上の都道府県に跨がる場合は、広域連合への権限移譲を行うことについても併せて検討すること。

3 「大括り」の権限移譲及び国側の支障事例の立証

地方自治体の提案に対する関係府省の検討にあたっては、地方自治体が相応の権限と責任、及びこれに応じた財源を備える自立分権型社会を実現するといった観点から、一部の限定的、断片的な事務・権限の見直し等に留まることなく、中央府省の事務・権限も含め、関連する事務・権限を一括して移譲するなど「大括り」な分権改革を進める方策を検討すること。

その際、地方に事務・権限を委ねることによる特段の支障等を国が立証できない限り移譲・見直しを実行する方向で取組を進めること。

4 提案募集方式にかかる手続の見直し

- ① 省庁との調整対象外とされた提案であっても、現在の状況を踏まえて見直しを行うなど、地方行政に関する提案は幅広く省庁との調整対象とすること。
- ② 「引き続き検討を行う」とされた地方の提案については、提案趣旨に沿って確実に検討を行い、その結果を速やかに地方に情報提供すること。
- ③ 関係府省の第 2 次回答において「提案内容と異なる措置」や「対応不可」とされた事案について、現在も提案団体から意見を提出することは可能であるが、関係府省に回答義務はないことから、当該意見提出についても公表を前提とする正規の手続に位置付け、最終的な見解を示すこと。
- ④ 過去の提案と類似している内容であっても、具体的な支障事例の提出があった場合は、地方が抱える喫緊の課題の解決を図るという観点から、関係府省へ再検討を要請すること。

地方分権改革の新たな推進手法の提案について（案）

提案募集方式には、一定の成果は認められるが、同方式は、個別の事務について地方側が支障事例を示し、国へ制度改正を求めるものであるため、国と地方の役割分担を見直すような大胆な権限移譲には限界がある。

地方分権改革の更なる推進のため、次の新たな仕組みを導入すること。

記

1 国と地方の協議の場における分科会の設置

- ① 国と地方の役割分担を見直し、大括りの事務権限の移譲を実現するため、国と地方の協議の場に関する法律に基づき、「国から地方への権限移譲に係る分科会」を政策分野毎に設置すること。

当該分科会において、「国」と「都道府県域を越える広域連携組織を含めた地方」との役割分担について協議を行うこと。

- ② 地域固有の行政課題の解決に向けて、国と地方の協議の場に関する法律に基づき、地域ブロック単位で分科会を設置すること。

2 権限移譲に係る「実証実験制度」の創設

- ① 現在の提案募集方式では、「移譲可」「移譲不可」の回答しかなく、権限移譲が進まないことから、新たに「実証実験を経たうえで移譲の可否を判断する」という枠組を設けるとともに、実証実験を行った結果、移譲することに支障がない場合は、権限移譲を行うこと。

- ② なお、実証実験については、原則、提案団体において実施することとし、関西広域連合が提案した事務・権限については関西広域連合において実証実験を行うこと。

また、都道府県や市町村が提案したものであっても、当該事務・権限の性質上、都道府県単位での実証実験では適切な結果を得られないことが想定される場合には、府県域を越える広域課題に積極的に取り組んでいる関西広域連合において実証実験を実施した上で、移譲の可否を判断すること。

3 国と地方が共生して課題解決を「実証する仕組み」の導入

新しい国と地方の役割分担の形として、互いが協力し合い「共生」するため、今、地方が直面し、全国にも影響が及ぶ課題について、地域のフィールドで国と地方が連携し、課題の解決を「実証する仕組み」を導入すること。